

過去テーマに関する取組状況について

第 1 コイン形電池の安全対策（平成 27 年度テーマ）

1 提言後のこれまでの報告

本テーマの取組状況について、東京都（以下「都」とする。）は東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」とする。）において、以下の報告をしている。

- 平成 28 年度報告（2017 年 2 月 14 日）
 - 業界団体の報告
- 平成 29 年度報告（2018 年 2 月 15 日）
 - 事故状況（東京消防庁救急搬送事例）
 - 業界団体の取組

2 事故状況

都は事故状況把握のため、東京消防庁救急搬送事例、医療機関ネットワーク¹受診事例を収集した。都が把握した事故事例として、2018 年から 2020 年まで²に、コイン形電池等の誤飲で救急搬送や受診に至った 5 歳以下の事例は 204 件³であった。うち中等症⁴以上の事例は 31 件であった。なお収集した事例には誤飲の有無が不明の事例、受診の結果誤飲していなかった事例が含まれている。

表 1-1 2018 年から 2020 年までの事故件数

	救急搬送・受診件数
東京消防庁救急搬送事例	94 (26)
医療機関ネットワーク受診事例	110 (5)
合計	204 (31)

(注) カッコ内は中等症以上の件数

¹ 消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、2010 年から共同事業として、同種・類似の事故の再発を防止するため、全国 30 病院（2021 年 1 月時点）が参画し、消費生活において生命・身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から、消費者からの相談になりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の詳細情報等を収集する医療機関ネットワーク事業を実施している。

² 東京消防庁救急搬送事例は 2018 年 1 月～2020 年 7 月の事例であり、2020 年の事例については速報値である。医療機関ネットワーク受診事例については 2018 年 1 月～2020 年 10 月に通知された事例である。

³ 搬送事例と受診事例は、一部重複する可能性がある（以下同じ）。

⁴ 中等症とは、生命の危険はないが、入院を要するものである（傷病者重症度分類表による）。

東京消防庁救急搬送事例の件数の推移を表 1-2 に示す。

表 1-2 事故件数の推移（東京消防庁救急搬送事例）

発生年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
軽症	9	8	9	11	25	36	41	19	35	24	9
中等症以上	3	0	1	4	10	11	6	9	8	11	7
合計	12	8	10	15	35	47	47	28	43	35	16

年齢別の発生状況を表 1-3、表 1-4 に示す。なお、東京消防庁救急搬送事例は、1 件で複数人が搬送された事例があるため、合計が事故件数とは一致しない。1 歳が最も多く、0 歳 6 か月から 2 歳までを中心に起こっているが、3 歳以上の事故もあり、中には中等症のケースもあった。

表 1-3 2018 年から 2020 年までの年齢別の発生状況（東京消防庁救急搬送事例）

年齢	～5 か月	6 か月～	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計(人)
軽症	0	14	36	13	4	2	1	70
中等症	0	3	10	6	3	2	0	24
重症 ⁵	0	1	1	0	0	0	0	2
合計(人)	0	18	47	19	7	4	1	96

表 1-4 2018 年から 2020 年までの年齢別の発生状況（医療機関ネットワーク受診事例）

年齢	～5 か月	6 か月～	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計(人)
軽症	0	23	60	13	5	4	0	105
中等症	0	1	3	1	0	0	0	5
重症	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(人)	0	24	63	14	5	4	0	110

事故事例 204 件のうち、電池のあった場所が明らかな事例は 153 件であった。電池のあった場所の内訳を表 1-5 に、内訳の詳細を表 1-6 に示す。

表 1-5 2018 年から 2020 年までの誤飲に関する事故事例の電池のあった場所別の件数

	東京消防庁 救急搬送事例	医療機関ネット ワーク受診事例	合計
玩具以外のコイン形電池等使用製品	18	53	71
玩具	16	30	46
放置・保管	19	17	36
不明	41	10	51
合計	94	110	204

⁵ 重症とは、生命の危険が強いと認められたものである（傷病者重症度分類表による）。

表 1-6 2018 年から 2020 年までの事故事例の電池のあった場所別の件数（詳細）

玩具以外のコイン形電池等 使用製品	東京消防庁 救急搬送事例	医療機関ネット ワーク受診事例	合計
キッチンタイマー・タイマー類	10	22	32
ライト類・懐中電灯	4	7	11
ライト付き耳かき	1	1	2
時計	1	4	5
補聴器	1	8	9
体温計・水温計	0	3	3
計量器・体重計	0	2	2
電卓	0	1	1
リモコン	0	3	3
キーホルダー	1	0	1
その他	0	2	2
合計	18	53	71

玩具	東京消防庁 救急搬送事例	医療機関ネット ワーク受診事例	合計
動くおもちゃ	1	3	4
光るおもちゃ・アクセサリ	2	9	11
電球・ペンライト	1	2	3
絵本	0	1	1
その他	12	14	26
合計	16	30	46

放置・保管	東京消防庁 救急搬送事例	医療機関ネット ワーク受診事例	合計
パッケージ（開封状況不明）	7	3	10
パッケージ（未開封）	1	0	1
電池の保管場所・引き出し	1	9	10
財布・鞆等	2	3	5
机・テーブルの上	4	1	5
床	0	1	1
その他	4	0	4
合計	19	17	36

都が把握した事故事例のうち、中等症以上、または軽症でも入院に至った事例の一部を、表 1-7、表 1-8 に示す。

表 1-7 東京消防庁救急搬送事例

No.	事故（危害）の内容
1	口にボタン型電池を入れているのを発見し、おもちゃのボタン電池が 3 つあるうちの 1 つが見付からず、飲み込んだ可能性があるため、親が救急要請。
2	子供は、光る指輪のおもちゃで遊んでいたところ、ボタン電池が 1 個少なくなっているのに親が気が付き、本人に聞くと、飲んだと言った。
3	自宅にあるおもちゃの電池カバーが開いており、収納されているはずのボタン電池 3 個のうち 1 個が破損し、2 個がないことに親が気が付いた。子供が誤飲したと推定されたため、親が救急要請。
4	知人宅で遊んでいた子供が口の中でボタン電池を舌の上に乗せて遊んでいたのを親が発見した。
5	自宅にて玩具の電球及びボタン電池を子供が誤飲した疑いがあり、搜索するも見つからなかった。
6	子供がおもちゃで遊んでいる間におもちゃに入ったボタン電池 2 つのうち 1 つがなくなっていた。
7	親が腕時計用のボタン電池を交換しようとしたところ、目を離した際に子供が腕時計を口にくわえ、ボタン電池がなくなっていた。
8	自宅において玩具で遊んでいたがボタン電池が 1 つなくなっており、飲み込んでしまったかもしれないと思い救急要請。
9	自宅で親が目を離した間に、壊れた電灯つき耳かきを分解して入っていたボタン電池を誤飲した可能性があるため、救急要請。
10	子供が遊んでいたボタン電池のパッケージ (2 個入り) のうち 1 個がなくなっていた。誤飲したと思い親が救急要請。
11	ボタン電池を手を持って泣いているところを親が発見し、電池の誤飲を心配し救急要請。
12	自宅でボタン電池が 3 つ入ったプラスチック製おもちゃで遊んでいたところ、おもちゃが割れ、ボタン電池が口の中に入り、親が口の中を確認するとボタン電池が 2 つしか見つからなかった。
13	自宅居室内においてボタン電池を誤飲したところを親が目撃した。
14	直径 1cm のボタン型電池を飲み込んだのを親が目撃した。
15	自宅で遊んでいて誤ってボタン電池を飲み込んだと言い出した。
16	自宅のテーブル上にボタン電池が 3 個あったところ、2 個しかなかったため、誤飲したと思い親が救急要請した。

表 1-8 医療機関ネットワーク受診事例

No.	発生年	年齢性別	事故（危害）の内容	
1	2018年	1歳3か月 男児	中等症	自宅のリビングにて、児はベビーサークルのなかで一人で遊んでいた。保護者がふだん使っている目覚まし時計がお気に入りによく遊んでいる。保護者が気づくと、目覚まし時計のフタが外れていて、中のリチウム電池が無くなっていた。探しても見当たらないため、誤飲を疑って受診した。フタはスライドさせて外れるもの。児のようすに変わりなし。咳き込んだり、泣いたりもなかったとのこと。なにも飲ませたりせず、吐かせたりせず受診。レントゲンで胃内に確認された。全身麻酔下、内視鏡で摘出。2日間入院。リチウム電池、直径2cm大、CR2032（型番）。
2	2018年	10か月 男児	軽症	タイマーで遊んでいたが、その後タイマーが動いておらずボタン電池がないことに家族が気づき来院。レントゲンにて胃内にボタン電池があることを確認したため磁石付き胃食道用カテーテルにて吊り上げて摘出。径1cm大のボタン電池で軽度緑茶色に変色し、一部腐蝕あり。経過観察目的に入院し、ほ乳後に1回嘔吐が見られたがその後は嘔吐なく経過し翌日退院。
3	2018年	1歳2か月 男児	軽症	保護者が目を離したすきにボタン電池（リチウム電池）を誤飲。レントゲン検査にて胃内に電池があることが確認された。嘔吐あり。透視下にて電池回収。一部放電し腐食があり、経過観察のため入院。食事摂取後も悪心嘔吐がないため、腹痛や発熱等の症状が出た場合は再受診するように指示をした上で退院とした。
4	2018年	2歳0か月 女児	中等症	おもちゃのボタン電池をとりかえて使用済みの電池を取り外したまま置いていた。その後、ボタン電池がないこと、本人が嘔気がありそうな様子であり心配となり救急外来を受診する。レントゲン撮影の結果リチウム電池の誤飲であり入院し、内視鏡にて除去する。
5	2019年	1歳0か月 男児	中等症	保護者が床に座って兄のおもちゃのボタン電池を4つ交換した。電池を床に置いたまま保護者がその場を離れた。電池を舐めている児を発見。口腔内にあった1つの電池は取り出したが、残り3つが見当たらない。胃内に電池と思われる陰影3つを発見。マグネットカテーテルを使用してボタン電池3つ除去。
6	2020年	11か月 女児	中等症	親戚の家に行っていた。タイマーの裏にあるはずのボタンがないことに気づいた。X線撮影で胃内に12mm大の円形異

No.	発生年	年齢性別	事故（危害）の内容	
				物を認める。磁石付き胃食道用カテーテルで除去。手術翌日、退院した。
7	2020年	1歳8か月 女児	中等症	補聴器の電池交換をした。昼寝をしたので、補聴器の電池ボックスをOFFにしたが、ボックスから電池を取り出さなかった。ボタン電池がなくなっていることに保護者が気づき救急外来を受診する。レントゲンにて腹腔内にボタン電池を思わせる陰影があることから救急車で当院搬送となる。幽門部に異物があることを確認し、マグネットカテーテルにてボタン電池を摘出する。翌日退院。

公益財団法人日本中毒情報センター(Japan Poison Information Center)では、中毒110番・電話サービスを行っている。化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供している。5歳以下のコイン形電池等の誤飲に関する同センターへの相談件数の推移を、表1-9に示す。

表1-9 事故件数の推移（公益財団法人日本中毒情報センター への相談件数）

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
件数	225	247	189	179	218	223	204	159	158	149

3 業界団体の取組状況

(1) 商品の安全対策

ア JIS C 8513（リチウム一次電池の安全性）の改正（2020年12月21日改正版発行）
誤飲防止に関連する改正内容は下記のとおりである。

日本は、国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission）に対し、一般社団法人電池工業会⁶（以下「電池工業会」とする。）が2016年に制定した「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」に沿った誤飲防止パッケージの記載を提案し、国際規格 IEC 60086-4 Ed.5 に取り入れられた（2019年4月に発行）。このIECに基づいて改正したJISにより、電池直径16mm以上の一般消費者向けのコイン形リチウム一次電池は、誤飲防止パッケージを適用しなければならない。

また、誤飲防止のための新たな安全図記号は、2020年12月1日に国際規格ISOに正式に登録され、この図記号をJISに規定した（図1）。それに伴い、以下の適用が必要となった。

⁶ 電池及び電池器具に関する調査研究、環境保全、再資源化、標準化、品質性能及び製品安全に係る施策の推進等を行うことにより、電池及び電池器具工業及び関連産業の健全な発展を図り、もって産業の振興に資するとともに、国民生活における安全性の確保と生活文化の向上に寄与することを目的とする団体である。

- ・パッケージなどへの安全図記号の表示（すべてのコイン形リチウム一次電池）
 - ・電池本体への安全図記号の表示（電池直径 20mm 以上のコイン形リチウム一次電池）
- なお、電池工業会の会員企業は誤飲防止パッケージを既に導入している。安全図記号の表示は順次導入予定であるが、既に先行しているメーカーもある。



図 1 誤飲防止の安全図記号

イ 電池の改良

IEC 60086-4（リチウム一次電池の安全性）の改訂（2024 年発行予定）において、電池の改良を行うために電池誤飲時の身体への影響の評価方法を規定できるよう、国際会議（IEC TC 35 会議）で日本は「ハム試験等」を提案し、評価方法について協議を継続している。IEC の改訂後に、その内容に沿って JIS を改正予定である。

（2）消費者への普及啓発

電池工業会は、電池の正しい使い方やリサイクル方法に誤飲防止の啓発ページを加えた消費者向けの小冊子を継続して、イベント毎に参加の小中学生や保護者に配布している（図 2）。

イベント以外の普及啓発では、2019 年と 2020 年に、育児関係の雑誌に誤飲防止の注意喚起の記事広告を掲載した。また誤飲防止の周知啓発のためのポスターを、都営地下鉄三田線、大阪モノレールの車内に、2020 年 5 月から 2021 年 4 月までの 1 年間掲出している（図 3）。



図 2 消費者向け小冊子（We LOVE DENCHI）



図 3 誤飲防止の周知啓発ポスター

一般社団法人日本玩具協会は、安全な商品の市場流通のため、玩具の商談見本市においてリーフレットを配布し、ビジネス関係者への普及啓発を引き続き実施している。

一般財団法人家電製品協会は、電池工業会発行の「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」の周知を引き続き行っている。

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会モバイルシステム部会は、落下等により容易に電池が機器から外れないように、会員企業のコイン形電池を使用している計算機の電池蓋をビス止め等構造とすることに引き続き取り組んでいる。また、部会ホームページ上で協議会の取組や事故防止啓発リーフレットを周知している。

4 都の取組

事故状況を注視しつつ、ウェブサイトやSNSで消費者へ注意喚起を継続している。また、子育て世代向けのイベントにおいて、事故防止啓発リーフレット「コイン形電池・ボタン形電池を子供にさわらせないで！」の配布を行っている。

さらに、平成27年度に協議会で行った消費者へのアンケート内容をもとに、今回消費者に対し、コイン形電池等及びボタン形電池等使用製品に関するアンケート調査を行ったので、その概要を示す。コイン形電池、ボタン形電池を合わせて「ボタン電池等」として、アンケート調査を行ったため、調査時の表現で記載する。

<アンケート調査結果⁷>

東京都に在住し、1歳以上5歳以下の自分の子供と同居する男女で、ボタン電池等が入っている可能性のある製品を所有する1,044人に、インターネットアンケート調査を実施した。

【使用実態について】

- ボタン電池等使用製品は、「体温計」と「おもちゃ」が約7割、「時計・タイマー等」は5割半ばが所有していた。「おもちゃ」は5割以上、「時計・タイマー等」「体温計」は3割近くが「2つ以上持っている」と回答した。
- ボタン電池等の購入場所は、多い順に「家電量販店」が約5割、「100円ショップ」が約4割、「ディスカウントストア・スーパーマーケット」が約3割であった。
- 購入するボタン電池等は、「メーカー（電池工業会の会員企業）のボタン電池等」が約5割、次いで「100円ショップ、スーパー等のプライベート・ブランドの電池」が約4割であった。
- ボタン電池等を購入する際の優先事項は、約9割が「価格」、次いで6割半ばが「メーカー名・ブランド」であった。

⁷ 1歳未満の子供とも同居していたり、子供が1歳未満だった時の経験も含むため、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」事例には0歳児の事例も含まれる。

【安全対策に対する意識について】

- 注意表示の認知について、ボタン電池等やボタン電池等使用製品の注意表示を読んでいないのは、それぞれ約 6 割であった。
- 使用時に注意していることとして、ボタン電池等では、「ボタン電池等を子供の手の届かない場所（鍵のついた場所等）に保管している」、「ボタン電池等を子供の見えない場所に保管している」が約 4 割、「ボタン電池等の交換時に、電池を放置しない」が 3 割半ばであった。
- ボタン電池等使用製品では、おもちゃについて「電池室が容易に開かない構造のものを選ぶようにしている」が 4 割半ば、おもちゃ以外では、「子供に触らせないようにしている」が約 4 割で最も高かった。また、「特に注意していない」はいずれも平成 27 年度のアンケート調査結果（以下「前回」という。）より減少した。

【「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験について】

- 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験は全体の 16.5%（172 件）であり、そのうち実際に誤飲した経験は 3.2%（34 件）であった。
- 経験時の電池等の状況は、「放置（電池交換時の短時間を含む）」が 44.2%（76 件）、「保管（所定の保管場所から子供が取り出した）」が 30.2%（52 件）、「製品から外れた」が 16.3%（28 件）、「覚えていない、わからない」が 9.3%（16 件）であった。
- 経験時の「製品から外れた（28 件）」のうち 22 件は「ボタン電池等使用製品内にあったボタン電池等が外れていた、足りなくなっていた、なくなっていた」であり、製品は「おもちゃ（10 件）」や「リモコン（3 件）」などであった。
- 経験時の製品の電池室・電池ふたの形式は「スライド式（電池ふたがスライド）（8 件）」、「ねじ止め式（5 件）」で、外れた状況は「子供（本人）が製品をいじって、ボタン電池等を取り出した（8 件）」が最も多く、次いで「床に製品が落ち、ボタン電池等が出てしまった（5 件）」であった。
- 子供の年齢は、「1 歳（70 件）」が 4 割を占め、次いで「2 歳（56 件）」、「3 歳（20 件）」の順と前回と同じ傾向であった。また、「第一子」の割合が経験全体の約半分を占めた。
- 経験時の状況は、多い順に「目を離した・気づいたとき（31 件）」、「電池交換の時（25 件）」、「子供が遊んでいる・遊んでいたとき（22 件）」であった。
- 原因として、「置き場所について、保護者の配慮が足りなかった」が約 5 割、「保護者が子供から目を離してしまった」が 3 割強と、保護者の責任と考える回答が多く、またおよそ 6 割が発生時の報告をどこにも行っていなかった。
- ボタン電池等の誤飲による事故の認知について、「（重症事故があることを）知っている」「誤飲については知っているが、重症事例があることは知らなかった」と合わせて 8 割以上が認知していた。また、「知っている」人の方がボタン電池等や使用製品の使用時に、より注意していた。

- コイン型リチウム電池の誤飲の危険性については、全体の半数以上が知っていた。知った経緯は、「テレビやラジオのニュース・番組」が約 5 割と最も多く、次いで「インターネットのニュース」が約 3 割、「家族・親戚・友人・知人」2 割弱であった。

【誤飲防止用パッケージについて】

- 誤飲防止用パッケージについて、全体の 6 割強が知らず、全体のおよそ半数は「誤飲防止用のパッケージを知らず、見たことも、購入したこともない」と回答した。
- 誤飲防止用パッケージを「知っている」と回答した人のほうが、「知らない」と回答した人に比べ、ボタン電池等や使用製品の使用時により注意をしていた。特に、「電池室が容易に開かない構造のものを選ぶようにしている」のはおよそ 6 割であった。
- 誤飲防止用パッケージの評価については、誤飲防止に「役立っている」が 46.0%と最も高く、「役立っているが、さらに改善が必要である」も含めると、役立っていると考える評価は 6 割を超えていた。

【ボタン電池等及びボタン電池等使用製品に対する意見・要望】

ボタン電池等及びボタン電池等使用製品に対する意見・要望として、「ボタン電池等の改良（91 件）」が最も多く、次いで、「注意喚起・啓発（87 件）」、「ボタン電池等使用廃止（86 件）」が多かった。

第2 子供に対する電気ポットの安全対策（平成30年度テーマ）

1 提言後のこれまでの報告

本テーマの取組状況について、都は協議会において、以下の報告をしている。

- 令和元年度報告（2020年2月13日）
 - 業界団体の報告

2 事故状況

都は事故状況把握のため、東京消防庁救急搬送事例、医療機関ネットワーク受診事例を収集した。都が把握した事故事例として、2018年から2020年まで⁸に、電気ポットによるやけどで救急搬送や受診に至った5歳以下の事例は95件、うち中等症以上の事例は23件であった。

なお、「明らかにケトル」「明らかに魔法瓶」の事例は除いたが、ケトルや魔法瓶を「電気ポット」「ポット」と呼ぶこともあることから、全ての事例が電気ポットに起因するとは断定できない。

表2-1 2018年から2020年までの事故事例件数

	救急搬送・受診件数				
	軽傷	中等症	重症	重篤 ⁹	合計
東京消防庁救急搬送事例	58	15	4	1	78
医療機関ネットワーク受診事例	14	3	0	0	17
合計	72	18	4	1	95

東京消防庁救急搬送事例の事故件数の推移を、表2-2に示す。

表2-2 事故件数の推移（東京消防庁救急搬送事例）

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
27	30	36	34	29	35	27	16
(7)	(13)	(9)	(7)	(6)	(11)	(5)	(4)

(注) カッコ内は中等症以上の件数

⁸ 東京消防庁救急搬送事例は2018年1月～2020年7月の事例であり、2020年の事例については速報値である。医療機関ネットワーク受診事例については2018年4月～2020年10月に通知された事例を収集した。

⁹ 重篤とは、生命の危険が切迫しているものである（傷病者重症度分類表による）。

年齢別の発生状況を、表 2-3、表 2-4 に示す。0 歳 6 か月から 1 歳までを中心に起きているが、2 歳以上の事故も確認できた。

表 2-3 2018 年から 2020 年までの年齢別の発生状況（東京都消防庁救急搬送事例）

年齢	～5 か月	6 か月～	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計(人)
軽症	1	26	20	5	4	1	1	58
中等症	0	7	7	0	1	0	0	15
重症	0	4	0	0	0	0	0	4
重篤	0	0	1	0	0	0	0	1
合計(人)	1	37	28	5	5	1	1	78

表 2-4 2018 年から 2020 年までの年齢別の発生状況（医療機関ネットワーク受診事例）

年齢	～5 か月	6 か月～	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計(人)
軽症	0	4	8	1	1	0	0	14
中等症	0	2	1	0	0	0	0	3
合計(人)	0	6	9	1	1	0	0	17

事件事例 95 件のうち、事故の原因が判明している事例は、推測も含め 74 件であり、うち 68 件は電気ポットの転倒によるものであった。事故原因の分類を表 2-5 に示す。

表 2-5 2018 年から 2020 年までの事故原因の分類

	東京消防庁 救急搬送事例	医療機関ネット ワーク受診事例	合計
電気ポットの転倒	55 (18)	13 (3)	68 (21)
ぶつかって転倒	7 (2)	0 (0)	7 (2)
コードを引っかけて転倒	6 (3)	5 (1)	11 (4)
その他・不明	42 (13)	8 (2)	50 (15)
ボタンを押した等	3 (0)	1 (0)	4 (0)
蒸気に触れた	1 (1)	1 (0)	2 (1)
不明	19 (1)	2 (0)	21 (1)
合計	78 (20)	17 (3)	95 (23)

(注) カッコ内は中等症以上の件数

都が把握した事故事例のうち、中等症以上の事例の一部を、表 2-6、表 2-7 に示す。

表 2-6 東京消防庁救急搬送事例

No.	事故（危害）の内容
1	親がポットでお湯を沸かしたところ、傷病者が電気コードを引っ張りポットが転倒、お湯を頭からかぶり受傷。
2	棚に置いていたポットの配線を傷病者が引っ張り落下。熱湯が傷病者の身体にかかり受傷。
3	電気ポットでお湯を沸かせていたところ、コードをひっぱりお湯が顔、体幹部にかかり受傷。
4	キッチンで遊んでいた傷病者は、台の上にある、熱湯の入った湯沸しポットを転倒させ両下肢に熱湯を浴び受傷。
5	傷病者は、キッチンの棚に置かれたポットを触りひっくり返してしまったところ、右腕に熱湯がかかり受傷。
6	傷病者は、熱湯が入ったポットを誤ってひっくり返し、左腕を熱傷。
7	傷病者が、台所にあった電気湯沸かし器に手を伸ばして倒し、腹部と右手にお湯がかかり火傷した。
8	親が目を離した際に電気ポットを傷病者が誤って倒し、左半身に熱湯がかかり受傷。
9	傷病者が電気湯沸かし器を掴み熱傷を負った。

表 2-7 医療機関ネットワーク受診事例

No.	発生年	年齢月例性別	事故（危害）の内容	
1	2018年	1歳女児	中等症	ハイハイしていたところ、熱湯の入ったポットを倒してしまった。両下肢に熱湯がかかり、Ⅱ度熱傷。
2	2018年	0歳8か月女児	中等症	保護者の実家に帰省中、高さ30cmの台の上にあったポットを誤って倒してしまった。その際、熱湯が児にかかった。熱湯は90度。すぐに冷やして救急搬送される。下腹部に破れた水疱あり。熱傷Ⅱ度・熱傷範囲4%あり。右下腿部にも破れた水疱あり。熱傷Ⅱ度・熱傷範囲4%あり。今後、深達度が変わる恐れあり、乳児の熱傷であり、入院となる。

No.	発生年	年齢月例性別	事故（危害）の内容	
3	2019年	0歳11か月 女兒	中等症	旅行で旅館に宿泊していた。朝食時、部屋食のため床にポットが置かれていた。保護者が目を離していたところ、児がポットを倒してしまった。倒れたポットから熱湯が畳の上にこぼれ出ていた。すぐにズボンを脱がして水で冷やした。このときの児の服装は、オムツ、肌着、パジャマだった。1時間ほど流水で冷やして受診。ポットは昔ながらの、上を押すとお湯が出るタイプ。倒れてお湯が出てしまうとは思わなかった、とのこと。右下腿Ⅱ度熱傷5%

3 業界団体の取組状況

(1) 商品の安全対策

一般社団法人日本電機工業会¹⁰（以下「JEMA」とする。）は、以下の取組を行っている。

ア 安全に配慮した商品の製造

マグネットプラグ（転倒防止）、転倒湯漏れ防止（やけど防止）の安全対策を会員企業の全ての機種で実施している。その他、一部の機種では、転倒防止にコードレス出湯（コードを外した状態でも給湯ができる）、やけど防止に蒸気レス／蒸気セーブ、誤操作防止に給湯自動ロック（電子式）、スライド給湯ロック（メカ式）、誤使用防止に空焚き防止等の安全対策を講じている。

イ 安全基準の強化

電気用品安全法（別表第十二 国際規格等に準拠した基準）に整合した JIS 規格（JIS C9335-2-15）に、電気ポットの転倒流水試験の規定を追加し、2021年1月20日に改正した。更に、会員企業は転倒流水防止に関する社内基準を強化し、沸騰直後の湯温が安定する前の段階や堅い材質のテーブル上での転倒時の安全対策を進めている。

ウ 注意表示等の強化

JEMA のウェブサイト上で電気ポットの使用上の注意事項として、パッキンの交換についての記載をより詳細に追記し、都が作成した事故防止啓発リーフレットのリンクを掲載している。また、一部の会員企業のウェブサイトで、パッキンの交換に関する動画等を追加掲載している。

¹⁰ 電気機械器具等の製造及びこれに関連する事業の総合的な進歩発展を図り、日本経済の繁栄と国民生活の向上に貢献することを目的とする団体であり、JIS C 9213-1988「電気ポット（家庭電器部会家庭用電熱器具専門委員会）」の構成員になっている。

(2) 消費者への普及啓発

JEMA は、以下の取組を行っている。

ア 商品の安全機能の周知

消費者が購入時に安全対策に関する機能等により容易に商品選択できるよう、各会員企業のウェブサイトやカタログ等で、商品ごとに搭載されている機能を周知している。

イ 商品の使用上の注意事項の周知

パッキンの交換等を含め、使用上の注意事項については、JEMA のウェブサイトを始め、各会員企業のウェブサイト、取扱説明書等で注意喚起を行っている。

電気製品認証協議会¹¹（以下「SCEA」とする。）は、以下の取組を行っている。

ウ 安全な商品の周知（S マーク¹²認証品）

・メディアを活用した普及促進活動

各メディアを通じて、消費者に安全に配慮された製品を購入するよう推奨している。具体的には、一般紙、消費者向け冊子や新聞、学校教職員向け新聞、業界紙（製造、流通、電気工事）等に S マーク認証品の推奨記事など S マークに関連した記事や広告を継続的に掲載している。

今年度はさらに、ウェブニュースの記事を掲載し、その中で電気製品の購入時に「安全・安心」を選択基準にしてもらえるよう、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事件事例を取り上げ、S マーク認証品の購入を推奨している。

また、SCEA のウェブサイトの消費者向けページにて電気製品の安全・安心の印である S マークについて詳しく説明し、YouTube にて S マークの紹介ビデオを配信している。またウェブサイト上に都が作成した事故防止啓発リーフレットを掲載している。

・公的機関等と連携した広報活動

東京都消費者月間事業「くらしフェスタ東京 2020」に参画し、S マーク製品の普及を図った。

エ 広報イベント

東京都と愛知県の家電量販店で年 1 回行っている広報イベントでは、S マーク認証品の展示、S マークの説明パンフレットや漫画 Q&A の配布、アンケート調査を通じた S マークの説明をしている。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できず、代替としてウェブアンケートにて S マークの店頭普及実態調査を行い、消費者の S

¹¹ 製造事業者、流通事業者、消費者、認証機関などの 47 団体と学識経験者により構成され、電気製品の安全性の向上および S マーク普及に貢献することを目的に構成された第三者認証制度を協議する団体

¹² 電気用品安全法で定める技術基準や JIS 等の安全基準を満たしているものとして第三者認証機関により認証された製品に表示することができるマーク

マークの認知度や電気製品の主な購入先などを調査した。回答数は約 4,300 件で、S マークの認知度は 25.3%であった。

製造事業者や流通・輸入事業者を対象にした製品安全セミナーを年 1 回開催し、製品安全の観点から事故情報や S マークについて講演しており、今年度はオンラインで開催を予定している。

地域の電気店には、全国の電機商業組合が開催している消費者懇談会で、S マークの説明パンフレットや漫画 Q&A の配布を依頼している。

(3) 情報収集

JEMA の各会員企業は、相談窓口にて消費者からの相談等に対応している。

(4) 課題 (S マーク認証品)

SCEA は、電気製品を選ぶときの基準に「安全性」を考える一般の消費者はまだ少ないと考えている。一方、日本国内で販売されている製品は、従来は国内のナショナルブランド製品が中心であったが、インターネット販売が増えた現在は海外製品の割合が多く、一部の海外製品では事故の懸念が報告されている。消費者の製品安全に対する意識を高めることが喫緊の課題であり、安全な電気製品を示す表示の一つである S マークを、より多くの消費者に認知してもらうことが重要と考えている。また、家電量販店等の販売事業者にも消費者への PR に活用してもらえようアプローチしていきたい、との回答があった。

4 都の取組

ウェブサイトや SNS で消費者へ注意喚起を継続している。また、子育て世代向けのイベントにおいて、事故防止啓発リーフレット「電気ポットによる子供のやけどに注意！」の配布を行っている。

引き続き事故状況を注視し、継続的な注意喚起を行っていく。